

商工業



創業支援で 経営相談します

創業期の経営相談を行います。相談員は中小企業診断士など。事業所へ直接伺い、経営に対するさまざまな問題について二時間程度のアドバイスを無料で行います。

期間 3月31日 まで 対象 市内で創業を予定している人が創業後三年未満の人 内容 事業計画書の作成方法、事業展開へのアドバイス、経営課題に対する解決策の提案など 申し込み 工業課 890 6612

プレゼンに役立つ パソコン講座

効果的なプレゼンテーション資料作成に役立つソフト・パワー



ポイントを基礎から学びます。ぜひご参加ください。

日時 2月21日 25日、午後7時 9時 会場 中央総合学院(古市町一丁目) 対象 市内の中小企業に勤務しウィンドウズの基本操作ができる人、先着二十五人(一企業三人まで) 参加費 五千元(テキスト代含む) 申し込み 所定の申込用紙に記入し参加費を添えて市役所商業観光課(890 6604) 商工会議所(234 5111)へ直接

雇用関係の助成金 26日に説明会

雇用の確保、高齢者雇用を促進するため、利用しやすい公的助成金の制度について説明会を開催します。

日時 1月26日 午後1時30分 3時30分 会場 商工会議所 対象 一般、先着四十人 申し込み 八ッ橋ワーク前橋 290 2111、商工会議所 234 5111へ

生活家具展で アドバイザー募集

生活家具展に出品された家具に対して消費者ニーズなどを調査するアドバイザーを募集。なお、組合規定による報酬を支給

市政TV

はつらつタウン
まえばし
群馬テレビ・毎月第4火曜
午前11時35分から7分間
今月は25日(火)に放送

します。

日時 1月27日 午前9時15分 午後5時 会場 前橋木工センター(天川大島町) 対象 一般、先着二十人(十代から六十代まで年代ごとに各四人ずつ) 申し込み 1月17日 21日 同センター 261 0241へ

新入社員対象に ビジネスマナーを

日時 3月15日・16日、午前9時20分 午後4時30分 会場 前橋テルサ 対象 本市と富士見村内の事業所の新入社員(予定者含む)、先着百六十人 内容 講義 応対実習、ビジネス電話のマナーなど 参加費 四千元(テキスト・昼食代含む) 申し込み 2月28日 までに参加費を添えて前橋行政事務所上細井町 231 2705)へ直接

事例1 娘が、大学の友人から「簡単にもうかる」と言われ、ネットワークビジネスを始め、高額な美容器を購入しました。しかし、一人も勧誘できず、支払いが困難です。

事例2 「健康食品を購入すれば出資金が一年で二倍になる」と勧められ、入会しま

したが、突然、業者と連絡がつかなくなりました。紹介料や健康食品が届かず、クーリングオフしても返金されません。会に紹介した親類や友人から苦情を言われ、困っています。

回答 マルチ商法とは「もつかるから」などと商品やサービスの販売組織に誘い、次々と加入者を増やしていく商法です。誰でも簡単に収入が得られるかのように勧誘しますが、うまくいかず借金だけが残った、強引な勧誘

消費者の 豆知識

で人間関係が崩れたという問題が生じています。組織が

落とし穴がいっぱい マルチ商法に注意しましょう

破たんし、多大な被害だけが残るといってケースも少なくありません。マルチ商法は、特定商取引法で次のとおり規制をされています。

勧誘前に販売目的を説明しなければならぬ。うそや脅かす行為の禁止。広告には具体的な商品名などを記載し、利益の具体的な根拠や参加者の経済的負担を明示することの義務付け。契約書面を受け取ってから二十日間はクーリングオフができる。十一月の法改正後の契約は一定の要件で中途解約できる。

マルチ商法はリスクの高い取引で、自分が加害者になることもあります。勧誘をされてもつものみにしないで、商品や取引の仕組みについてよく検討をしましょう。また、義理で契約せず、必要がなければきっぱりと断りましょう。問い合わせは消費生活センター 230 1755へ